

◎新潟県告示第1376号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
新潟県長岡市喜多町1078番地1  
中越環境開発株式会社  
代表取締役 酒井 栄一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
新潟県柏崎市大字東長鳥字泥亦甲1698番外75筆地内
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ、ハに規定する安定型、管理型産業廃棄物最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
管理型：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん、廃石綿等（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）  
安定型：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- 5 申請年月日  
平成30年11月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
- 7 縦覧期間  
告示の日から1月間
- 8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

産業廃棄物係